

調 査 要 項

調 査 要 項

1. 本調査は、全国銀行の業務報告書（銀行法施行規則別紙様式）記載の財務諸表および決算状況表*にもとづいて、その銀行勘定の計数を業態別および各行別に諸勘定科目を整理統合して掲載するとともに、業態別に銀行財務の分析を行っている。また、参考として業態別および各行別の連結財務諸表も掲載している。

*銀行法第 24 条第 1 項にもとづく報告または資料の提出要求として提出が求められている。内容は、銀行業務に関する財務計数全般にわたるものである。

2. 2019 年度の本調査において、分析の対象*としている全国銀行は、都市銀行 5 行、地方銀行 64 行、第二地方銀行協会加盟銀行（第二地銀協地銀、地方銀行Ⅱ）38 行、信託銀行 4 行および新生銀行、あおぞら銀行の合計 113 行である。

なお、セブン銀行、オリックス銀行および農林中央金庫の計数は、「全国銀行」および業態別の計数には含まれていない。

*「全国銀行概況」、「業態別損益動向」における分析対象および「付属表・参考表」、「全国銀行総合財務諸表」（業態別、連結を含む）における集計対象。

3. 「全国銀行資本金、店舗数、銀行代理業者数、役員員数一覧表」、「銀行別諸比率表」および「各行別財務諸表」における銀行記載の順序は都市銀行、地方銀行、第二地銀協地銀、信託銀行、その他別に金融機関コードの順による。

4. 記載例および計算単位

記 載 例

一印……該当計数のないもの、または連続性がない、当年度もしくは前年度計数がマイナスである等前期比較のできないもの。なお、当期と前期が同計数の場合は増減額を「0」、増減率を「0.0」と、当期は計数があるが前期が単位未満または皆無の場合は増減率を「―」として表示している。

***印 …新規の勘定科目のため、前期比較のできないもの
△印……減少、負数

N.A. ……該当計数が入手不能なもの

計算単位

総合表・各行別表：

百万円単位で計算のうえ、百万円単位で掲載。したがって、合計額が内訳項目の合計と一致しない場合がある。各行別表については、計数が単位未満の場合は「0」、皆無の場合は「―」と区別している。また、全行の計数が単位未満の場合、総合表は「―」としている。

付属表・参考表：

百万円単位で計算のうえ、億円単位で掲載。なお、B/S項目の残高は億円未満切捨て、B/S項目の増減とP/L項目は億円未満を四捨五入している。

増減率・構成比・諸比率：

百分率（小数点第2位を四捨五入）

5. 本調査の計数は未達勘定が整理されているほか、海外支店（現地法人は含まない）の計数を含んでいるため、「日本銀行統計」所載の計数とは相違がある。

6. 業務報告書記載の財務諸表は、金融商品取引法上の開示（有価証券報告書）と異なり、比較情報（前年度の財務諸表）を作成しないため、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第 24 号 2009 年 12 月 4 日）は単年度毎に適用されている。このため、本調査においては、過年度の計数は遡及修正していない。

7. 貸借対照表上の「その他の○○○」（例：「預金」における「その他の預金」）は、掲載を省略している（「その他の○○○」の計数は、当該大科目の計数からその他の内訳科目の計数の合計を差し引くことで得ることができる）。

当期計数に影響する経理基準等の変更

- 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2018 年 3 月 30 日）等が 2018 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から早期適用できることとなった。これに伴い、早期適用を行った場合には、顧客との契約から生じる収益（金融商品に関する会計基準）（企業会計基準第 10 号 2008 年 3 月 10 日）の範囲に含まれる金融商品に係る取引および金融商品の組成または取得に際して受け取る手数料等を除く。）の認識時期等が異なることとなり、経常収益等に影響することとなった。
- 「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」（改正実務対応報告第 18 号 2019 年 6 月 28 日）および「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（改正実務対応報告第 24 号 2018 年 9 月 14 日）が 2019 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度の期首から適用されることとなった。これに伴い、資本性金融商品の公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示する選択をしている場合に組替調整を行うこととなり、利益剰余金等に影響することとなった。
- 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21 号 2019 年 1 月 16 日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（改正企業会計基準適用指針第 10 号 2019 年 1 月 16 日）が 2019 年 4 月 1 日以後実施される企業結合から適用されることとなった。これに伴い、条件付取得対価が企業結合契約締結後の将来の業績に依存する場合において、対価の一部が返還されるときには、条件付取得対価の返還が確実となり、その時価が合理的に決定可能となった時点で、返還される対価の金額を取得原価から減額するとともに、のれんを減額するまたは負ののれんを追加的に認識することとなり、無形固定資産等に影響することとなった。
- 「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日）が 2020 年 3 月 31 日以後終了する連結会計年度及び事業年度における年度末に係る連結財務諸表および個別財務諸表から早期適用できることとなった。早期適用を行った場合、時価の算定に当たり観察可能なインプットを最大限利用しなければならなかった。この結果、時価を算定するために用いた方法を変更することになった場合で、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額の加減を行った場合、適用初年度の繰越利益剰余金等に影響することとなった。
- 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第 39 号 2020 年 3 月 31 日）が公表日から適用されることとなった。これに伴い、グループ通算制度の適用を前提とした税効果会計の適用に関して、グループ通算制度への移行およびグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目について、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 28 号 2018 年 2 月 16 日）の一部定めを適用せず、一定の間、2020 年 3 月 27 日の改正前の法人税法の規定にもとづくことができることとされた。改正前の法人税法の規定にもとづいた場合、繰延税金資産および繰延税金負債等に影響することとなった。

銀行の経営統合等の動き

2019年4月	・関西アーバン銀行と近畿大阪銀行が合併し、関西みらい銀行が誕生した。
2020年1月	・徳島銀行と大正銀行が合併し、徳島大正銀行が誕生した。

- * 関西みらい銀行の誕生に伴い、業態別の比較（前年度比、前年度末比の増減額、増減率）の算出に当たっては、次のとおり遡及調整を行った。
 - ・ 地方銀行の前年度または前年度末計数に、旧関西アーバン銀行の計数を加算し、当期計数と比較。
 - ・ 地方銀行Ⅱの前年度または前年度末計数から、旧関西アーバン銀行の計数を差し引き、当期計数と比較。
- * 徳島大正銀行の誕生を受け、全国銀行および地方銀行Ⅱの当期計数には旧大正銀行の2019年4月～12月末の計数を含めている。